



10 環境への負荷の少ない生活・事業活動

1 環境への負荷の少ない生活・事業活動の現況と課題

今日の環境問題は、通常の事業活動や私たちの日常生活と深く結びついており、その解決のためには、一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境への負荷の少ない生活や事業活動を実践していく必要があります。

1 環境への負荷の少ない生活

地球温暖化問題は、便利で快適な暮らしを求め続けてきた私たち人類の活動全般がもたらしたものです。そのため、私たち一人ひとりが、「少しでも電気を節約しよう」、「水を節約しよう」といった「今、できること」から取り組み、自らのライフスタイルを見直すことが重要です。

そうした観点から、地球環境保全のための行動指針である「新アジェンダ 21 かながわ」を平成 27 年度に改訂し、新たに「私たちの環境行動宣言 かながわエコ 10 トライ」としてスタートしました。

かながわ地球環境保全推進会議では、県民、企業、NPO、行政、学校などが、環境に配慮した行動を宣言・登録し、日々の活動の中で実践していく「マイアジェンダ登録」を推進し、また、平成 27 年度 7 月からは、新たに「マイエコ 10 宣言」として普及を進め、平成 27 年度末の個人登録者は合計 140,505 人となりました（団体、企業、行政等を含む登録・宣言全体では、151,970 件）。

▲表2-10-1 マイアジェンダ登録累計数(平成 27 年度はマイエコ 10 宣言を含む。)

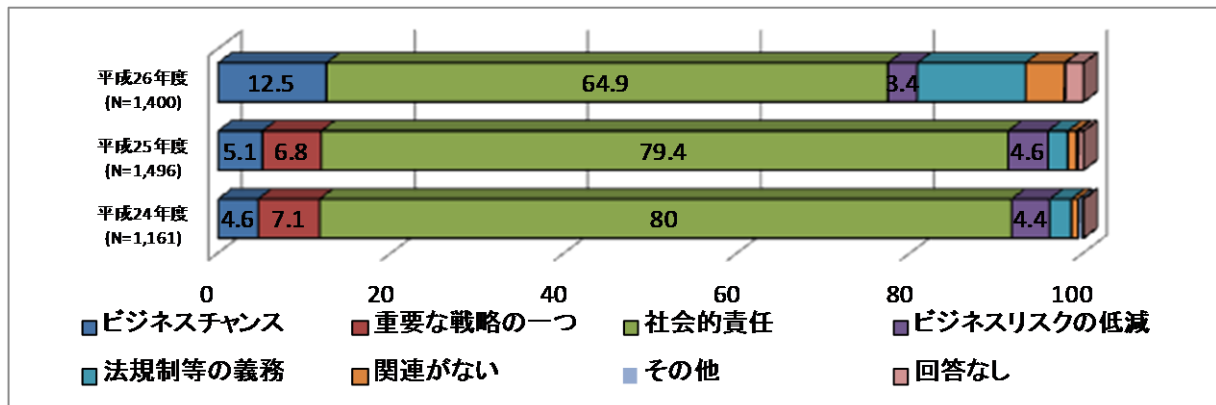
	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)
マイアジェンダ登録累計数	108,610 件	116,391 件	125,861 件	135,362 件	151,970 件
(うち個人のマイアジェンダ登録累計数)	(97,346 件)	(105,059 件)	(114,489 件)	(123,940 件)	(140,505 件)

2 環境への負荷の少ない事業活動

企業においては、近年、輸出産業や大規模事業者を中心に、環境への負荷を低減させるための自主的な取組が進んでおり、ISO14001 をはじめとした環境マネジメントシステムの認証取得や環境報告書、環境会計の取組等が普及しつつありますが、厳しい経済情勢の中、中小企業などへの浸透はまだ十分とはいえません。県としては、環境マネジメントシステムの普及を図るため、ホームページによる情報提供や、県が実施する省エネ診断の際に、省エネ対策の一つとして環境マネジメントシステムの活用を提案し、企業の自主的な環境配慮活動を促進しています。

また、農業においても、近年、環境保全型農業を推進するため家畜排せつ物や食品廃棄物等を堆肥化し、有効利用していく取組が進められています。今後も、生産者や消費者の理解をいただきながら、広く普及促進していく必要があります。

▲図2-10-1 平成 26 年度 環境にやさしい企業行動調査結果 ●環境配慮経営の推進状況等について



※平成26年度から「ビジネスチャンス」と「重要な戦略の一つ」を「重要なビジネス戦略の一つ」とまとめて調査

<出典:環境省「平成26年度 環境にやさしい企業行動調査結果」>

2 環境への負荷の少ない生活・事業活動に関する県の取組

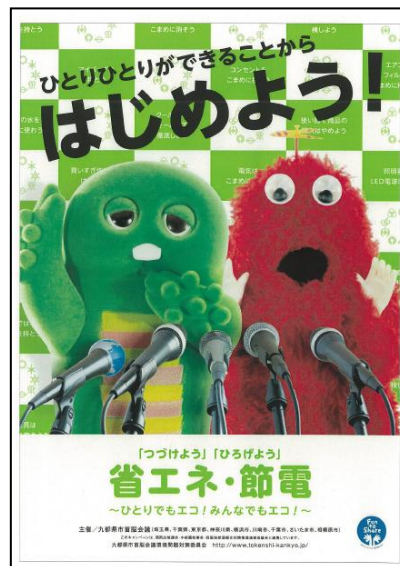
1 ライフスタイルの転換【環境計画課】

■ 環境にやさしい暮らしの推進

県では九都県市首脳会議と連携し、地球温暖化防止の取組を一層推進するとともに、住民や事業者の皆さまに省エネルギーや節電などを含めた地球温暖化防止への取組の必要性を理解していただき、率先して行動することを促すために、「ライフスタイルの実践・行動」キャンペーンを実施し、県内の経済団体や消費者団体、各地域協議会などにもこの趣旨に沿った取組を積極的に実施していただくよう、呼びかけを行いました。

また、ひとり一台のエアコンの使用をやめ、涼しい場所をみんなでシェアする「クールシェア」の推進に取り組み、公共施設等をクールシェアスポットとして登録して「シェアマップ」（管理運営：クールシェア事務局）に掲載しました。

こうした様々な取組によって、県民の間で地球温暖化対策及び節電の必要性についての認識は着実に広まってきていますが、日常生活において具体的な実践行動に結びつけていくためには、今後も、身近なところから一人ひとりが実践していくことを促す普及啓発を続けていく必要があります。



「ライフスタイルの実践・行動」キャンペーンポスター

■ 各種普及啓発イベント等の実施

県では、かながわ地球環境保全推進会議と共催で、ポスター制作を通じて地球環境保全意識の高揚を図ることを目的に「かながわ地球環境保全ポスターコンクール」（小学生から高校生対象）を平成17年度から実施し、平成27年度は145校からの応募がありました。

また、「新アジェンダ21 かながわ」の周知及び浸透を図ることを目的として、平成18年度から地球環境イベント「アジェンダの日」を開催しています。平成27年度は「アジェンダの日2015」を5月30日・5月31日に開催しました。



「アジェンダの日2015」の様子

2 環境への負荷の少ない事業活動の促進【環境計画課、金融課、産業技術センター】

■ 県の事業者・消費者としての取組

県では、平成13年に物品やサービスを購入する際の原則として「神奈川県グリーン購入基本方針」を策定し、環境に配慮した購入に取り組んでいます。

グリーン購入とは、物品やサービスを購入する際にその必要性を考えるとともに、価格や品質だけ

でなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することであり、環境保全型の市場を拡大し、物やサービスを供給する企業に環境負荷の少ない物品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになるため、循環型社会の形成において重要な鍵を握っています。県の事業者・消費者としての経済活動や環境に与える影響は大きいことから、県が物品やサービスを購入する際には、次の3点を考慮するとともにグリーン購入の原則に基づき対応することとしています。

- 【グリーン調達】環境に配慮した物品やサービスを購入する
- 【グリーン配送等】購入に伴う活動の環境影響に配慮する
- 【グリーン入札】環境に配慮している企業から物品やサービスを購入する

また、県が業務委託する清掃や食堂業務等については、「サービスを購入する際のグリーン調達の基準」を策定し、委託契約の際に仕様書等に入れるべき環境配慮の内容を定めています。

▲表2-10-2 グリーン購入の原則<グリーン購入ネットワークより>

(1) 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。	(5) 再使用が可能であること。
(2) 資源やエネルギーの消費が少ないこと。	(6) リサイクルが可能であること。
(3) 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。	(7) 再生材料や再使用部品を用いていること。
(4) 長期間の使用ができること。	(8) 廃棄される時に適正な処理・処分が容易なこと。

コラム 消費者市民社会形成に向けた環境教育の取組

「エシカル（倫理的）消費」から考える消費者市民社会

みなさんは、買い物をするとき、どういう基準で商品を選んでいるでしょうか。

選択基準のひとつに、より良い社会づくりに向け、人や社会・環境に配慮した商品を積極的に選ぶ「エシカル消費」があります。

環境に配慮した商品だけでも、「オーガニック（有機）コットン」を使用したTシャツやタオル、持続可能な環境管理として「森林認証（FSC認証）」を受けた紙で作られたノート、二酸化炭素排出が少ない地元産農産物など、身の回りにたくさんあります。コーヒー豆やチョコレートなどで知られる「フェアトレード」も、立場の弱い発展途上国の生産者や労働者の生活改善と自立をめざす仕組みだけでなく、生産地域の環境に配慮されていることが認証の条件となっています。

県では、平成28年度に企業や団体と連携した「エシカルトーク？かながわ」を開催するとともに、啓発リーフレット「買い物が未来をつくる 未来をかえる」を作成し、エシカル消費の普及に取り組んでいます。

現代社会は、たくさんの商品やサービスが溢れ、また、その取引も多様化、国際化しています。このような大量生産、大量消費の社会では、私たち一人ひとりの“消費”行動が世界の経済や地球環境にも大きな影響を与えており、時に様々な問題を引き起こします。

これらの問題を解決し、持続可能な社会を形成していくためには、積極的に社会へと働きかける消費者の存在と、このような消費者を育てる消費者教育の推進が必要です。

環境教育や食育などにおいては、消費者教育と目的や内容が重なる部分があることから、県では、消費者市民社会(*)の形成に向け、相互に連携し、効果的な消費者教育を推進します。

(*)「消費者市民社会」：消費者教育推進法では「消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会」と定義されています。



■ 中小企業に対する金融支援

県では、金融機関と協調し、中小企業者あるいは協同組合等が取り組む公害防除のための施設改善や産業廃棄物処理施設の整備、NOx 対策や土壌汚染対策の実施、再生可能エネルギー・電気自動車（EV）関連の研究開発に関する設備の導入等に必要資金の調達を神奈川県中小企業制度融資により支援しています。

▲表2-10-3 対象となる神奈川県中小企業制度融資

資金名	フロンティア資金 (環境・エネルギー対策)
融資限度額 (原則)	中小企業者 8,000 万円 協同組合等 1 億 2,000 万円
融資利率	年利 2.1%以内(平成 28 年 11 月現在)
融資期間	10 年(運転資金7年)以内



「神奈川県中小企業制度融資」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5782>

■ ISO14001 審査登録の普及促進

県産業技術センターでは、ISO14001 の審査登録で得たノウハウを生かし、県内中小企業の審査登録や登録後の環境マネジメントシステム（EMS）の運用管理の仕方等を支援するため、技術アドバイザーの派遣・相談を行っています。



「産業技術センター」

<http://www.kanagawa-iri.jp/>

■ 中小企業向け環境マネジメントシステムの普及促進

中小企業者が導入しやすい環境マネジメントシステムの普及を図るため、ホームページによる情報提供や、県が実施する省エネ診断の際に、省エネ対策の一つとして環境マネジメントシステムの活用を提案します。

3 環境共生型の産業の振興【地域政策課、産業振興課】

■ エネルギー産業の高度化・統合化の促進

県は、平成 19 年度に、京浜臨海部に立地する企業や関係行政機関等とともに「京浜臨海部コンビナート高度化等検討会議」を設置し、生産活動の効率化や資源・エネルギーの有効活用につながる企業間連携の取組を進めています。

この検討会議では「京浜スマートコンビナートの構築」を目標として掲げ、産業と環境の調和や、環境負荷の小さな生産モデルを世界に発信するコンビナートの実現を目指しており、平成 27 年度は、企業主体のワーキンググループによる資源やエネルギーの有効活用等を検討するとともに、川崎国際環境技術展への出展等を通じて、京浜スマートコンビナートの構築に向けた取組を情報発信しました。

■ 環境関連分野における産業振興策の推進

環境関連分野などの成長産業における有望なベンチャープロジェクトの試作開発・事業化への支援を実施しました。

4 環境と調和した農林水産業の推進【農業振興課、畜産課、森林再生課、農地課】

■ 環境保全型農業の推進

県では、環境と調和する農業を推進するため、環境保全型農業推進基本方針を策定し、土づくり等を通じて化学合成農薬や化学肥料の削減を図る環境保全型農業に取り組む農業者に対して、技術的な支援を行うことにより、環境保全型農業の定着を図ってきました。

農業が持つ物質循環機能を活かし、持続的な農業生産を行うためには、家畜排せつ物、食品廃棄物等の有機性資源を堆肥として有効利用するとともに、環境への負荷に配慮した適正な施肥を行うことが重要です。

そのため、地域で発生する有機物を主体とした土づくりを推進するとともに、「神奈川県作物別施肥基準」（平成 25 年 3 月改訂）を策定して堆肥に含まれる窒素成分を考慮した作物別の施肥量を示し、土壌診断に基づく適正な施肥指導を行っています。

そのほかに、“環境にやさしい農業を進める宣言”をした生産者団体と知事とが協定を結ぶ制度やエコファーマー制度（コラム参照）を推進し、農業者への意識啓発をはかっています。

また、環境保全型農業を推進するためには、生産者だけでなく、県民、消費者の理解促進が重要であることから、県ホームページで協定締結団体、エコファーマー、有機農業者の紹介などを行っています。

▲表2-10-4 新たに有機農業に取り組む農業者及び新規エコファーマーの累計人数

	26年度	27年度
人数	13人	36人



「環境にやさしい農業をめざして(農業振興課)」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6619/>

コラム 「エコファーマー」

エコファーマーとは

国では、環境にやさしい農業を進めるため、平成 11 年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」をつくりました。この法律に基づき堆肥等による土づくりと、化学肥料及び化学合成農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする計画を作成し、知事が認定した農業者を「エコファーマー」と呼びます。

県では、通常の栽培で使用する化学肥料及び化学合成農薬の使用量（慣行レベル）より 3 割以上減らして栽培することを推進しています。認定された農業者は、農作物にエコファーマーマークをつけることができます。

【エコファーマーマーク】



「エコファーマーの取組を応援しています！（農業振興課）」
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6620/>
「環境保全型農業関連情報(農林水産省)」
http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html

■ 畜産環境保全対策の推進

県では、畜産農業者が整備する家畜排せつ物処理施設・機械等に対し、助成を行い、家畜排せつ物の適正な管理を推進するとともに資源リサイクルを図っています。処理施設等で生産された家畜ふん堆肥は農地に還元され、地力を向上させる資材として有効に利用されています。

▲表2-10-4 家畜ふん尿処理施設等による堆肥化の状況

	25年度	26年度	27年度
総家畜ふん量(t)	261,929	252,848	240,839
堆肥化仕向け量(t)	247,313	239,972	229,258
家畜ふん堆肥化率(%)	94%	94%	95%

■ 県産木材の有効活用の推進

神奈川の森林を恵み豊かなものとして再生していくために、木を使って森林を育てる「森林の資源循環」を取り戻すことが大切です。そこで、県では、間伐材の搬出に対する支援や高品質な製材品を増産させ、県産材がより身近になる取組を行っています。

また、県産木材を幅広く周知し利用拡大を図るため、平成17年度から県産木材を使用した学校などの公共性が高い施設に対して支援を行っています。こうした取組を通じて、県民の皆さんが木材の良さに触れる機会を増やし、森林資源の有効活用が森林環境の保全につながることをPRしています。



県産木材を活用した学校施設(横浜市旭区)

■ 地産地消の取組

県では、地域の特産物をはじめ、新鮮で安全・安心な農林水産物を、地域の県民に提供していく地産地消の推進のための一つの方策として、生産性を向上させるための機械・施設の導入や直売施設等の整備への支援を行ってきました。

これまでの取組により、「地産地消」は着実に進んでいますが、県産品の活用をさらに促進するため、多様な県民の期待やニーズに応える積極的な取組が必要です。そこで平成27年度より、消費者（一般消費者、加工・小売・飲食業者）のニーズや期待に応じたものを生産し、「食」として提供することや、今後需要が見込まれる薬膳料理の材料となる農作物について実証栽培し、地域農業者により生産拡大を図るなど、新たな地産地消の取組を進めています。

また、農協などの生産者団体と協働し、地域の優れた農林水産物などを「かながわブランド」として消費者にわかりやすくPRするとともに、かながわブランド登録品をはじめとした県内産農林水産物の普及PR・消費拡大を図るため県内産農林水産物の取扱いに意欲的な量販店、飲食店などの店舗に「かながわブランドサポート店」として登録していただく取組などを進めています。

■ 農地の有効利用と多面的機能の発揮

県では、耕作放棄地を県が借り受けて復旧し、企業を退職した中高年者等に、広い面積の農地を貸し出すとともに栽培研修を行う「中高年ホームファーマー事業」を実施し、平成 27 年度は 6.2ha で農園を開設しました。また、平成 19 年度からは市民農園規模以上に耕作をしたいという意欲と一定の栽培技術を持った都市住民を新たな担い手として育成するとともに、併せて耕作放棄地を復旧した農地（10～30a 程度）を耕作してもらう「かながわ農業サポーター事業」を実施し、平成 27 年度末時点で 20.7ha が耕作され農地の有効利用を図りました。

さらに、中山間地域等における耕作放棄地の発生抑制、土砂流出防止、地下水かん養、景観形成などの多面的機能の確保を図るため、平成 27 年度は小田原市ほか 3 町 9 集落 (37ha) で、「中山間地域等農業活性化支援事業」により、集落協定に基づく地域ぐるみの共同活動に対して助成しました。また、農産物の安定供給と農地の多面的機能の発揮を図るため、平成 27 年度は小田原市ほか 7 市 22 地区 (749ha) で、「多面的機能支払事業」により、農地や農業用水等を保全する地域の取組や活動に対して助成しました。



農業研修を受ける研修生
(中高年ホームファーマー事業)



用水路の草刈り等による維持補修活動
(多面的機能支払事業 平塚市金目地区)



「中高年ホームファーマー事業」
「かながわ農業サポーター事業」
「神奈川県中山間地域等振興対策」
「多面的機能支払事業」

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f6448/>
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4686/>
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f4253/>
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f532130/>